

## 第2章 計画の基本的事項

### 1 計画の目的・位置づけ

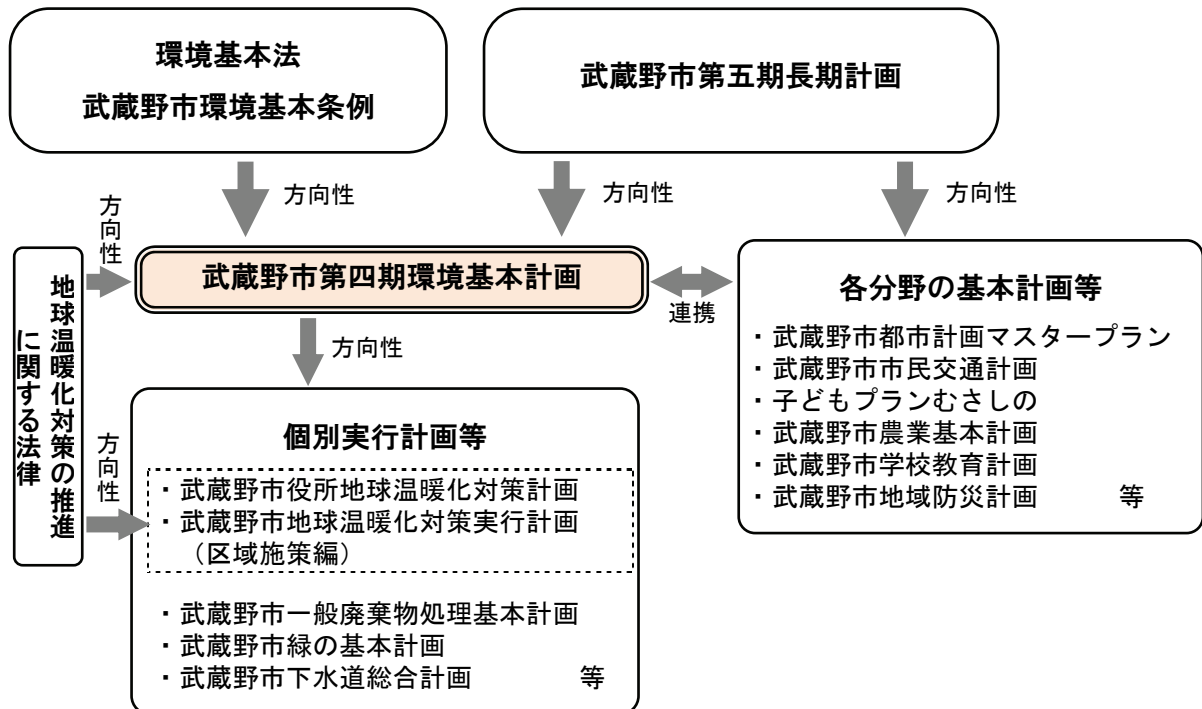
本計画は、武蔵野市環境基本条例第5条の規定に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

また、市民・事業者・行政（市）の主体的な行動と連携により環境問題の解決を図るため、めざす方向性（環境像）を共有します。

- ①武蔵野市環境基本条例に示された理念に基づき、本市の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策の方向性を示します。
- ②武蔵野市長期計画\*に整合する環境分野のマスタープランとして、各分野の施策について環境の視点から補完します。
- ③環境保全の個別実行計画等の上位計画として、総合的な方向性を示します。
- ④市民・事業者・行政（市）の役割と取組を示します。

なお、本計画の策定に合わせて別途、地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条第2項及び第20条の3に基づく「武蔵野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。この計画では、本計画に位置づけた施策等を推進しつつ、国の定める目標達成計画に即した市域の温室効果ガス\*排出量削減目標等を示します。

#### < 計画の位置づけ >



## 2 計画の対象範囲

本計画を推進する活動・行動の主体は、市民、事業者、行政(市)です。

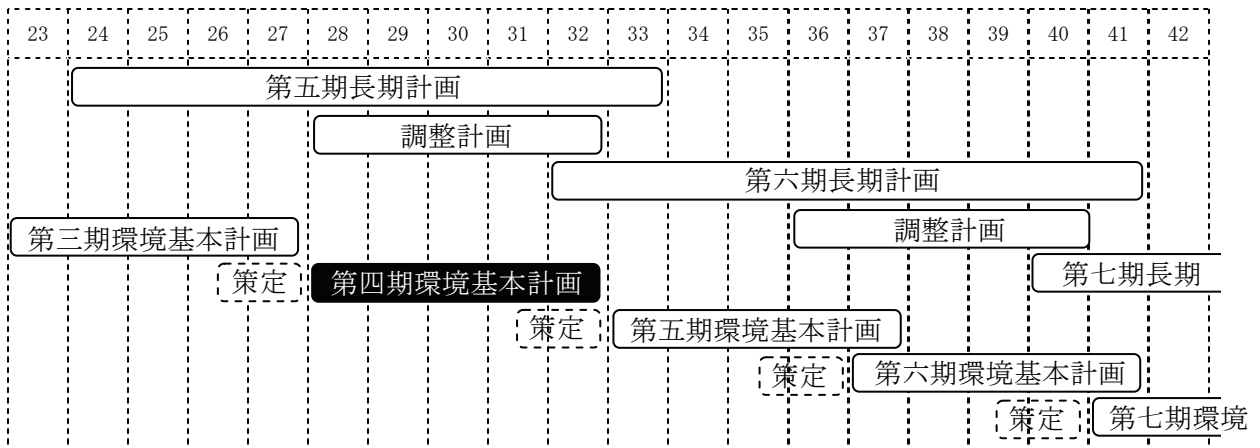
本計画の対象とする地域は市内全域とします。

本計画の対象とする分野を、環境学習・行動、地球温暖化、自然環境、廃棄物、都市環境、生活環境・水循環等とし、広い視点を持つこととします。

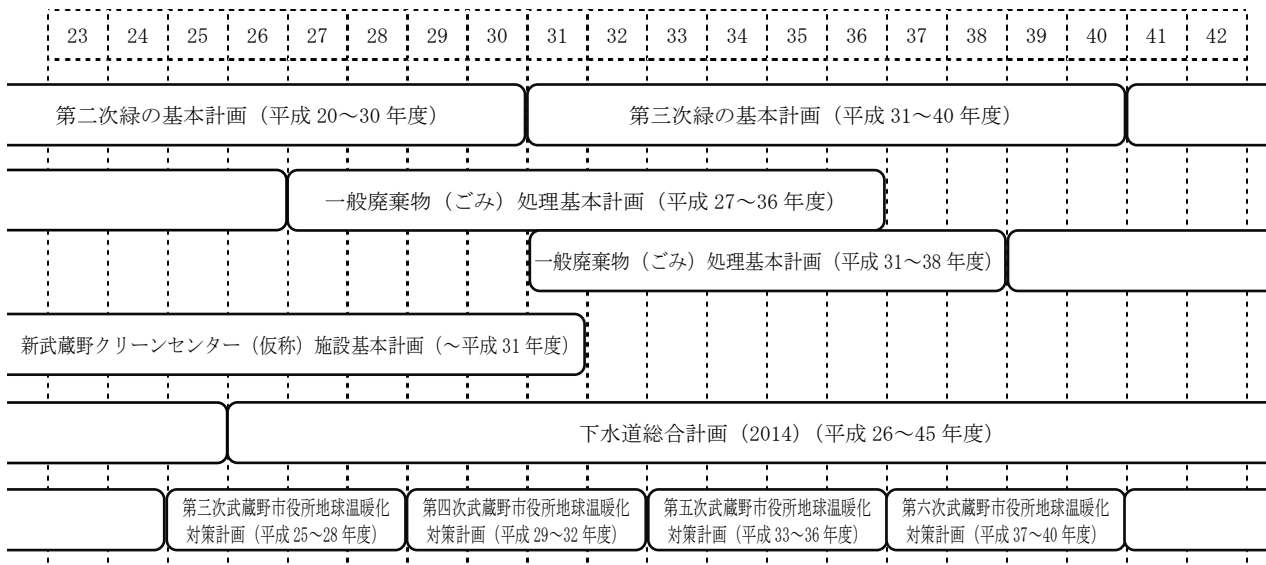
## 3 計画期間と見直しスケジュール

本計画の期間は、平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年度までの5年間とします。

これは武蔵野市第五期長期計画調整計画\*との期間整合を図るもので、次期以降の環境基本計画についても長期計画\*策定1年目で基本計画を改訂する4年ローリングを基本とします。



< 参考：その他の個別計画（環境関連） >



\*次期計画の計画期間が未定の場合は、現行計画の期間を準用しています。

## 4 市民・事業者・行政（市）の役割

今日の社会が抱えている様々な環境問題の多くは、一人ひとりの日常生活や経済活動との密接なつながりが元になっているため、社会システム（公共基盤、制度等）の整備とともに、市民・事業者・行政（市）の主体的な行動が重要となっています。さらに三者が連携し、対等な関係（パートナーシップ）を基本とした取組を推進することも重要です。

### ① 市民の役割

市民は日常生活においてエネルギーの効率的な利用等に心がけ、良好な環境の保全と創造の意識を常に持ち、市が実施する施策に協力します。

具体的には、市民一人ひとりが自発的な環境学習によって環境保全意識を持つこと、実際の暮らしをスマートで環境効率性の高いものに変えていくこと、環境志向の生活に転換すること等が挙げられます。

### ② 事業者の役割

事業者は、環境に配慮した経営等を心がけます。

具体的には事業活動において、エネルギーの効率的利用や廃棄物減量化、公害防止等の環境負荷\*の低減を図るほか、自然環境の保全に努めます。本市の産業は、消費者の商品・サービスの選択に直接関わる小売業を中心とする商業、飲食業が多いため、消費者が環境負荷\*の少ない商品を選択できるような工夫をします。

### ③ 行政（市）の役割

環境基本条例の理念のもと環境基本計画の各施策を実施するとともに、行政（市）自らが一つの事業体として、「武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画」及び「環境マネジメントシステム\*」に基づく環境管理等の環境保全行動に率先して取り組んでいきます。広域で共有できる課題の解決については、自治体間での連携を図ります。

さらに、市民や事業者等が各々の役割を果たすとともに、連携して取り組むことができるよう、市は環境に関する情報提供、環境配慮行動の支援と啓発に努めます。

#### ■ 市民・事業者・行政（市）の役割の関係

